

平成21年 2月20日

株主の皆様へ

東京都渋谷区渋谷 1丁目 4番13号  
キューピー株式会社  
代表取締役社長 鈴木 豊

## 第96回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第96回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議が行われましたので、ここにご通知申し上げます。

敬具

記

### 報告事項

1. 第96期（平成19年12月1日から平成20年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。
2. 第96期（平成19年12月1日から平成20年11月30日まで）計算書類報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、変更の内容は、後記「定款新旧対照表」のとおりであります。

#### 第2号議案 取締役15名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役として鈴木 豊、中島 周、佐々木 克彦、奥村明男、小澤 貢、島 家時、遠藤 貢、三宅峰三郎、橋 英文、佐藤 重郎、好村 博、竹村茂樹、勝山忠昭および石川邦昭の14氏が再選され、新たに和田義明氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

#### 第3号議案 取締役賞与支給の件

本件は、原案のとおり承認可決され、当期末時点の取締役14名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額37,200,000円を支給することとし、各取締役に対する金額については、取締役会に一任することに決定いたしました。

以上

なお、平成21年2月20日付（ただし、本定時株主総会終了後）にて、取締役島 家時氏は常務取締役に就任いたしましたので、併せてご通知申し上げます。

## 定 款 新 旧 対 照 表

(変更箇所は、下線の部分であります。)

変 更 前	変 更 後
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 会社法第166条第1項の規定に基づき、取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p style="padding-left: 2em;">3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成、備置きその他の事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 会社法第166条第1項の規定に基づき、取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p style="padding-left: 2em;">3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成、備置きその他の事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第13条 (条文省略)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年11月30日の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>ゝ</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第45条 剰余金の配当としての期末配当は毎年11月30日、中間配当は毎年5月31日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者にこれを行う。</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p>ゝ</p> <p>第48条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年11月30日の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>ゝ</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 剰余金の配当としての期末配当は毎年11月30日、中間配当は毎年5月31日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者にこれを行う。</p> <p>第45条 (現行どおり)</p> <p>ゝ</p> <p>第47条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>